

公 示 書

国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所において、自動販売機（清涼飲料水）の営業を行うため、国有財産（庁舎）の使用許可を希望する者の公募を、次のとおり公示する。

令和8年3月9日

中国地方整備局 岡山河川事務所長 小平 剛弘

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 清涼飲料水の販売を目的とした自動販売機の設置および管理業務
- (2) 設置場所 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-36
岡山河川事務所庁舎
職員数 約90人
- (3) 設置期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間
ただし、必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。
- (4) 募集者数 1者

2. 応募者の条件

岡山河川事務所において、自動販売機（清涼飲料水）の設置および管理業務を行うため国有財産（庁舎）の使用許可を希望する者で、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募申請書提出の期限の日から、選定結果通知までの期間に、中国地方整備局長から、指名停止を受けていない者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 法人の場合は、商業登記簿の目的欄に「飲料水の販売」に関する記載があること。個人事業主の場合は、事業内容が「飲料水の販売」に関する内容であること。
- (6) 公募申請書提出の期限の日において、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第54条若しくは第55条又は第56条の規定による処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。
- (7) 飲料水等自動販売機の設置実績があること。
- (8) その他の条件については、下記3で配布する参加要領「5. 応募者の条件」の記載を全

て充たすこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

中国地方整備局岡山河川事務所 経理課

電話 086-223-4473

Mail okariver_keiri@cgr.mlit.go.jp

(2) 参加要領等の配布期間、場所及び方法

- 1) 期 間 令和8年3月9日(月)から令和8年3月27日(金)
10時から17時00分まで(12時から13時を除く)
但し、土曜日、日曜日および祝日を除く。
- 2) 場 所 上記(1)に同じ
- 3) 方 法 交付の方法は、手交、電子メール又は託送(着払い)による交付を行うので、
(1) 担当部局まで連絡し、指示を受けること。

(3) 公募申請書の提出期限、場所及び方法

- 1) 提出期間 令和8年3月30日(月)から令和8年4月17日(金)
10時から17時00分まで(12時から13時を除く)
但し、土曜日、日曜日および祝日を除く。
- 2) 提出先 上記(1)に同じ
- 3) 提出方法 持参もしくは書留郵送等(書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)」第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便)(4月17日(金)必着)とする。

4. 施設の使用料について

令和8年7月1日から令和9年6月30日までの使用料の年額は、応募者より提案された1年分の額とする。但し、国が算定する使用料(財務省が定める「貸付料予定価格等の算定基準」(【昭和33年1月7日付蔵管第1号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」の別添第2節貸付料予定価格等の算定基準】以下「貸付料算定基準」という。))により算定した使用料以上の額とする。

使用許可を受けた者は、上記の使用料の額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額を一括して、原則として毎年1回、納付するものとする。

また、使用許可期間内の次年度以降の使用料は、貸付料算定基準により従前の使用料と比較し調整を行ったうえで、改めて中国地方整備局長から通知する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。
- (3) 公募申請書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された公募申請書は、当該申請者に無断で二次的な使用はしない。
- (5) 公募申請書に虚偽の記載を行った場合は当該公募申請書を無効にするとともに記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) その他の詳細は参加要領による。